## 介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会

問 実務研修受講試験合格者の実務研修期限は、いつまでか。

【回答】以前の研修要綱においては、試験合格者は、原則として、実務研修受講試験終了後1年以内に研修を受講することとなっていたところであるが、今回の要綱では、特にそのような定めはない。これは、「介護支援専門員の生涯研修体系のあり方に関する研究委員会」の報告書を踏まえ、より充実した研修ができるよう見直したところである。したがって、受験者から翌年度以降に受験したいという要望があった場合については、要綱上、受講期間の定めがないことを踏まえて、適切に対応していただきたい。

問 実務従事者基礎研修を受講していなくとも、更新研修・専門研修・主任介護支援 専門員研修は受講できるか。

【回答】実務初任者を対象とする基礎研修は、介護支援専門員の実務能力の向上を図る上で、極めて重要と考えている。そのことから、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日 老企発第22号)の第2-3-(12) においても、「指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければならない」とあり、事業所においては、介護支援専門員が基礎研修を受講できるよう配慮する義務があるといえる。したがって、基本的には、実務に携わっている者は全員が、基礎研修を受けているものと考えられる。仮に基礎研修の未受講者から、更新研修・専門研修・主任介護支援専門員研修の受講希望があった場合には、基礎研修の受講が要件となっているわけではないので、受講させて差し支えない。

問 専門研修について、「介護支援専門員現任研修事業の実施について」(平成12年月19日老発第646号厚生省老人保健福祉局長通知)に基づく基礎研修課程 又は基礎研修課程 を修了している者は、専門研修課程 を修了したとみなすことができるとある。ここで、当該通知は平成15年改正も含め、3回改正されているがどのように取り扱うのか。

【回答】平成15年改正後における基礎研修課程 又は基礎研修課程 を修了している者のみを、専門研修 を修了したものとみなすことができる。また、平成15年改正後の専門研修課程を修了している者に対する専門研修課程 の課目免除も同様である。

問 更新研修受講者に対して、実務経験の確認はどの程度まで行う必要があるか。

【回答】各都道府県の判断によるが、例えば、「実務経験証明書」の提出を求める方法が考えられる。但し、別の方法で確認が可能であるならば、必ずしも「実務経験証明書」の提出は必要ないものといえる。なお、更新研修以外の研修における実務経験の確認も同様である。

問 受講者数の分散をさせるために、更新研修を前倒しで実施することは可能か。

【回答】更新研修の受講対象者は、介護支援専門員証の有効期限が1年以内に満了する者としており、それ以前の研修受講は認められない。ただし、実務経験者に対する更新研修は、専門研修課程で履修した課目と同内容の課目の免除が可能であるので、実務従事者に対しては専門研修という形で更新期限前に実施していくことは可能である。

問 更新研修における介護支援専門員としての実務経験として認められる範囲及び期間については定めがあるか。

【回答】介護支援専門員としての実務経験の範囲は次の事業所又は施設において、介 護支援専門員として就労したものである。 居宅介護支援事業所 特定施設入居者 生活介護に係る居宅サービス事業者 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同 生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入 居者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 介護保険施設 介護予防特定施設 入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 介護予防小規模多機能型居宅介護 及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 介護予防支援事業者 地域包括支援センター。但し、これらの事業所または施設 で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場 合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、 サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められない。 また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこと となっており、当該管理者については、実務経験があると認めて差し支えないもの とする。なお、実務経験期間については、特段の定めがないことから、実務経験の 多寡を問わず、サービス計画の作成等を行っていれば、「実務経験者」として取り 扱って差し支えない。

問 主任介護支援専門員研修の受講対象者における「専任」とはいかなる意味か。

【回答】「専任」とは、常勤専従を指す。したがって、要綱上あるように、管理者以外の職種を兼務している期間は、従事期間に含めることが出来ない。

問 主任介護支援専門員研修の受講対象者について。主任介護支援専門員に準ずる者 として、現に地域包括支援センターに配置されている者で、専門研修 及び専門研 修 を未受講の者が、後に専門研修 及び専門研修 ことを条件に、主任介護支援 専門員研修を受講することは可能か。

【回答】主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者であっても、事前に専門研修 及び専門研修 または更新研修を受講している必要がある。なお、専門研修 の受講要件として、就労後3年以上の者とあるが、主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者については、各都道府県において経験・知識等を考慮の上、受講要件を緩和する等の対応をしても差し支えないものとする。

問 厚生労働省が研修にかかるテキスト等を作成する予定はあるか。

【回答】予定はない。研修に用いる資料等については、各都道府県において、各課目 の内容や目的を踏まえご検討いただきたい。

問 研修担当講師自身が、当該研修を受講する必要のある介護支援専門員であった場合、講習の受講免除が認められるか。

【回答】研修における講師は、当然ながら担当課目について、相当の知識を有しているものと考えられる。したがって、講師自身も研修の受講対象者であった場合においては、講師が担当した課目に限って、受講免除を認めても差し支えないと考える。

問 フォローアップや指導者育成のための研修などを国で行う予定があるか。

【回答】今年度においては、指導者研修は予定していない。研修の講師については、各カリキュラムの内容や目的を踏まえ適切に判断されたい。

問 介護保険法第69条の33に基づき、研修実施機関を改めて指定する必要がある か。

【回答】実務研修については、改正介護保険法施行令附則第19条にみなし規定があるため、実務研修実施機関が引き続き研修を行うのであれば改めて指定を行う必要はない。